

議案第50号

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年6月3日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

- (1) 岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年岩倉市条例第6号）第3条第2項
- (2) 岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年岩倉市条例第7号）第14条第1号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。